

R3 教生第 1720 号
令和 3 年 9 月 13 日

各生涯学習事業運営代表者 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業の休止について（通知）
【新型コロナウイルス感染症関係】

日頃より生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、8月20日（金）の本市への「まん延防止等重点措置」の適用以降、学校を活動場所とする生涯学習事業は休止していたところですが、8月27日（金）から9月12日（日）を期限としていた宮城県への「緊急事態宣言」の解除後も、引き続き「まん延防止等重点措置」へ移行することに伴い、下記のとおりのお取り扱いといたしますのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症については、感染力の強い変異株の拡大により、本市も含め全国的に感染者が増加し続けている状況にあります。各運営団体代表者の皆さまにおかれましては、感染拡大防止に向けた取り組みにご協力いただいていることと存じますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後の状況を踏まえ、本件の取扱いに変更が生じる場合は、改めて通知いたします。

記

1. 「まん延防止等重点措置」適用期間中は、学校施設を利用した各種生涯学習事業（※）を休止する。

※ 学校施設以外の市民利用施設等で実施する場合の活動を制限するものではありませんが、深刻な新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、活動の実施について慎重に検討するとともに、実施する場合は、感染防止策を徹底し、各施設の基準に則した利用及び活動をお願いいたします。

2. 本通知の対象となる各種生涯学習事業は、以下の事業とする。

- 社会学級
- 学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）
- 放課後子ども教室事業
- マイスクールプラン 21 推進事業
- 学校図書室等開放事業
- 土曜日の教育支援体制等構築事業

担当：教育局生涯学習課
電話：022-214-8887